

職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、別記様式による宣誓書に署名押印し、任命権者に提出してからでなければその職務を行うことができない。</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第4条 省略</p> <p>別記様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを堅く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ、公正に職務を執行することを堅く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p>	<p>第1条 省略 (サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、別記様式による宣誓書に署名し、任命権者に提出してからでなければその職務を行うことができない。</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第4条 省略</p> <p>別記様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを堅く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ、公正に職務を執行することを堅く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>